

「17 第一種特定工作物の増改築」の新旧対照表

新	旧																		
<p>17 第一種特定工作物の増改築</p> <p style="color: red;">申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原則として既設工作物の敷地内で行う増改築であり、従前の規模の2倍以下であること。 周辺住民及び隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。 都市計画及び環境の観点等から支障ないと認められるものであること。 幅員6.5メートル以上の国、県道等の道路に接していること。 <li style="color: red;">(削除) <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 「第一種特定工作物」とは、都市計画法第4条第11項及び同法施行令第1条第1項に定める工作物とし、その再生施設も該当するものとして取り扱う。 なお、移動式であっても一定の敷地内に定着するものは、当該施設として取り扱う。 「原則として」とは、災害防止、環境整備等の観点から合理的な理由がある場合には、必要最小限の範囲で敷地拡大があっても止むを得ないとの主旨である。 <li style="color: red;">第一種特定工作物の増改築後の規模が従前の規模以下の場合には許可を要しない。 <li style="color: red;">留意事項 三 の「従前の規模」とは、市街化調整区域に決定された時点で又は昭和49年法律第67号により改正された都市計画法の施行(昭和50年4月1日)時点で既に存在していた施設の規模をいう。ただし、違反物件は除く。 規模は、施設の処理能力を基に算定することとし、別表による。 「周辺住民」とは、敷地境界から150メートルの範囲内に居住する者をいう。 「隣接土地所有者」とは、当該敷地境界に隣接する土地所有者をいう。 「十分な協議」とは、周辺住民の全世帯及び隣接土地所有者に計画内容を十分に説明することをいう。 「国、県道等」とは、国、県道と同等以上に整備されている市道を含む。 <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">第一種特定工作物の種類</th> <th style="width: 20%;">規模の単位</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートプラント</td> <td>混練機の混練容量</td> <td>騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1の五のイにいう「混練機の混練容量(立方メートル)」を準用する。</td> </tr> <tr> <td>アスファルトプラント</td> <td>混練機の混練重量</td> <td>騒音規制法施行令別表第1の五のロにいう「混練機の混練重量(キログラム)」を準用する。</td> </tr> </tbody> </table>	第一種特定工作物の種類	規模の単位	備 考	コンクリートプラント	混練機の混練容量	騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1の五のイにいう「混練機の混練容量(立方メートル)」を準用する。	アスファルトプラント	混練機の混練重量	騒音規制法施行令別表第1の五のロにいう「混練機の混練重量(キログラム)」を準用する。	<p>17 第一種特定工作物の増改築</p> <ol style="list-style-type: none"> 原則として既設工作物の敷地内で行う増改築で、従前の規模の2倍以下であること。ただし、増改築後の規模が従前の規模以下の場合には60条証明で扱うものとする。 周辺住民及び隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。 都市計画及び環境の観点等から支障ないと認められるものであること。 幅員6.5メートル以上の国、県道等の道路に接していること。 関係法令等に適合していること。 <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 「第一種特定工作物」とは、都市計画法第4条第11項及び同法施行令第1条第1項に定める工作物とし、その再生施設も該当するものとして取り扱う。 なお、移動式であっても一定の敷地内に定着するものは、当該施設として取り扱う。 「原則として」とは、災害防止、環境整備等の観点から合理的な理由がある場合には、必要最小限の範囲で敷地拡大があっても止むを得ないとの主旨である。 「従前の規模」とは、市街化調整区域に決定された時点で又は昭和49年法律第67号により改正された都市計画法の施行(昭和50年4月1日)時点で既に存在していた施設の規模をいう。ただし、違反物件は除く。 規模は、施設の処理能力を基に算定することとし、別表による。 「周辺住民」とは、敷地境界からおおむね150メートルの範囲内に居住する者をいう。 「隣接土地所有者」とは、当該敷地境界に隣接する土地所有者をいう。 「十分な協議」とは、周辺住民の全世帯及び隣接土地所有者に計画内容を十分に説明することをいう。 「国、県道等」とは、国、県道と同等以上に整備されている市道を含む。 <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">第一種特定工作物の種類</th> <th style="width: 20%;">規模の単位</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートプラント</td> <td>混練機の混練容量</td> <td>騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1の五のイにいう「混練機の混練容量(立方メートル)」を準用する。</td> </tr> <tr> <td>アスファルトプラント</td> <td>混練機の混練重量</td> <td>騒音規制法施行令別表第1の五のロにいう「混練機の混練重量(キログラム)」を準用する。</td> </tr> </tbody> </table>	第一種特定工作物の種類	規模の単位	備 考	コンクリートプラント	混練機の混練容量	騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1の五のイにいう「混練機の混練容量(立方メートル)」を準用する。	アスファルトプラント	混練機の混練重量	騒音規制法施行令別表第1の五のロにいう「混練機の混練重量(キログラム)」を準用する。
第一種特定工作物の種類	規模の単位	備 考																	
コンクリートプラント	混練機の混練容量	騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1の五のイにいう「混練機の混練容量(立方メートル)」を準用する。																	
アスファルトプラント	混練機の混練重量	騒音規制法施行令別表第1の五のロにいう「混練機の混練重量(キログラム)」を準用する。																	
第一種特定工作物の種類	規模の単位	備 考																	
コンクリートプラント	混練機の混練容量	騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1の五のイにいう「混練機の混練容量(立方メートル)」を準用する。																	
アスファルトプラント	混練機の混練重量	騒音規制法施行令別表第1の五のロにいう「混練機の混練重量(キログラム)」を準用する。																	

クラッシャープラント	原動機の定格出力	騒音規制法施行令別表第1の三にいう「土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機ふるい及び分級機の定格出力(キロワット)」の合計	クラッシャープラント	原動機の定格出力	騒音規制法施行令別表第1の三にいう「土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機ふるい及び分級機の定格出力(キロワット)」の合計
危険物の貯蔵又は処理に供する工作物	危険物品の数量	建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げる危険物品の種類別の数量で例えば、火薬であればトン数	危険物の貯蔵又は処理に供する工作物	危険物品の数量	建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げる危険物品の種類別の数量で例えば、火薬であればトン数
<p>(平成19年11月30日・旧19繰上)</p> <p>(平成24年4月1日・旧18繰上)</p> <p>(令和2年4月1日一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この基準17は、令和2年4月1日から施行する。</p>			<p>(平成19年11月30日・旧19繰上)</p> <p>(平成24年4月1日・旧18繰上)</p>		